大雨警報（浸水害）、洪水警報等の基準変更

資料５

熊谷地方気象台

埼玉県内の大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準の見直しを行い、令和４年5月26日（木）から適用します。

大雨警報（浸水害）・注意報の発表基準（表面雨量指数）を変更する市町村

- 災害捕捉率が上昇する市町村（ア）
- 空振り率が低下する市町村（ア）

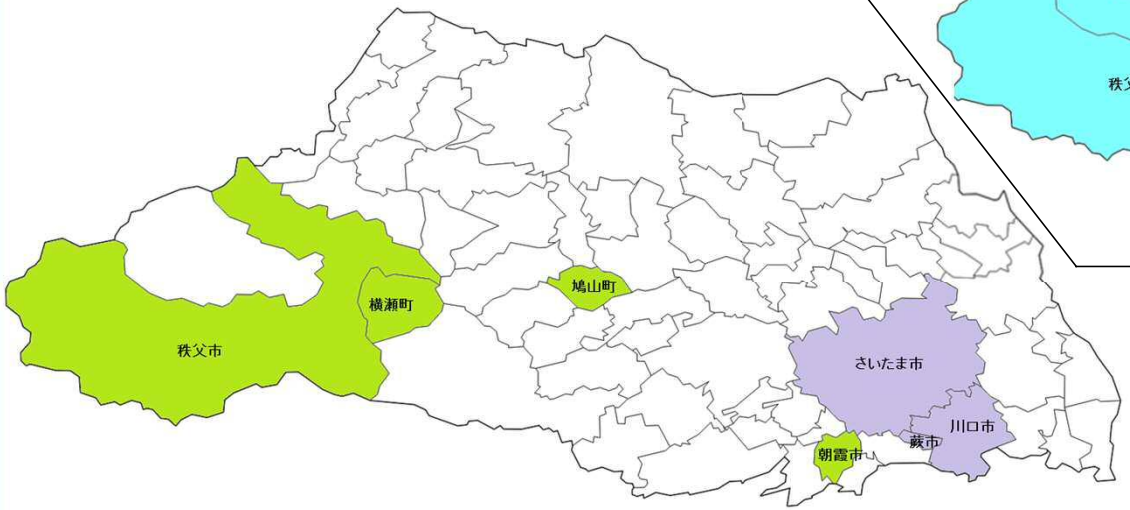

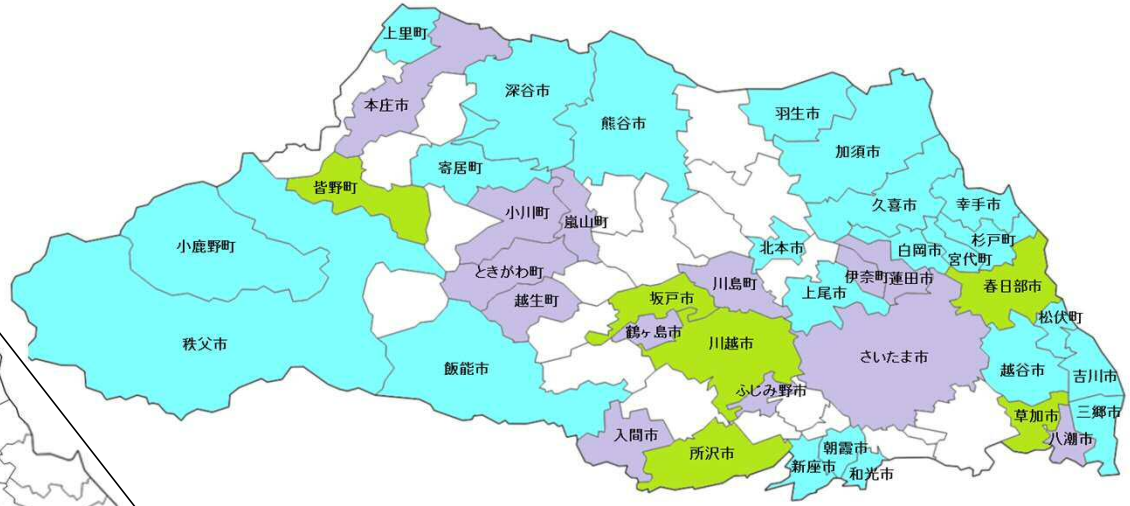

洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数）を変更する市町村

- 災害捕捉率、空振り率がほとんど変わらない市町村（イ）

（ア）災害捕捉率（適中率）が上昇、または空振り率が低下するよう、最近の災害資料（令和元年東日本台風等）を追加して基準を評価しなおしました。従前に比べて、適切に災害を捉えることができるようになり、自治体の防災活動を一層支援できるようになることが期待されます。

（イ）流域雨量指数の計算に用いている河川流路の新規追加または変更

一部の河川について、流域雨量指数の計算に用いている河川流路データ（洪水キキクルに表示される）の追加や変更を行いました。これに伴い、流域雨量指数の計算結果が変化したため、その変化にあわせた基準値の調整を行いました。災害捕捉率（適中率）は変わらず、発表回数もほとんど変わりません。